

制定 平成25年11月27日 原管廃発第1311279号 原子力規制委員会決定
改正 令和2年3月31日 原規規発第20033110号 原子力規制委員会決定

第二種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する運用ガイドについて次のように定める。

平成25年11月27日

原子力規制委員会

第二種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する運用ガイドの制定について

原子力規制委員会は、第二種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する運用ガイドを別添のとおり定める。

附 則

この規程は、平成25年12月18日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

第二種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する運用ガイド

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の16第2項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第19条の2の規定に基づく定期的な評価等の実施に関する考え方について、下記のとおり示す。

なお、本規程で示す内容は、それに限定されるものではなく、第二種埋設規則に照らして適切なものであれば、第二種埋設規則に適合するものと判断するものである。

記

1. 実施時期

- (1) 第二種廃棄物埋設事業者は、初回の第二種埋設規則第19条の2第1項各号に掲げる措置について、事業を開始した日以降10年を経過する日までに講じること。なお、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第16号）の施行の際現に廃棄事業者である者については、当該規則の施行の日から起算して3年を経過する日までに当該措置を講じること。
- (2) 第二種廃棄物埋設事業者は、第二種埋設規則第19条の2第2項の評価について、同規則第20条第1項第6号に定める「放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置」を変更しようとするときに実施すること。
- (3) 第二種廃棄物埋設事業者は、第二種埋設規則第19条の2第1項又は第2項の措置を講じた日

2. 評価項目等

- (1) 第二種埋設規則第19条の2第1項第1号に規定する「最新の技術的知見」とは、評価の実施までに第二種廃棄物埋設施設に係る監視及び測定の結果、国内外の研究開発・技術開発成果等により得られた最新の知見であつて、同規則第2条第2項第3号から第7号までに掲げる書類（以下単に「書類」という。）の記載事項を更新するために必要なものをいう。
- (2) 第二種埋設規則第19条の2第1項第1号に規定する「核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価を行うこと」とは、書類の記載事項に最新の技術的知見を反映し、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第30号）に基づき評価し、その内容の同規則への適合性を確認することをいう。
- (3) 第二種埋設規則第19条の2第2項に規定する変更は、同項の規定に基づき行う同条第1項の評価の結果に照らして、当該変更の妥当性が認められる十分な根拠があること。